

令和2年4月1日より変更となります。



建築物を計画する前に確かめましょう

横手市の特定用途制限地域

特定用途制限地域とは、都市計画法で定められた地域で、都市計画区域内の用途地域指定のない土地に、良好な居住環境や営農環境に支障を生じさせる恐れのある建物が立地しないように、制限を設けた地域です。

市では、平成21年3月に策定した横手市都市計画マスタープランに基づき、特定用途制限地域を決定し、それに関する条例を平成23年12月14日に制定しました。

詳細は、市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.yokote.lg.jp/> ページ番号000007683

◆決定日／平成23年12月14日

◆条例施行日／平成24年4月1日

◆問合せ／市建設部都市計画課

TEL：0182-32-2408

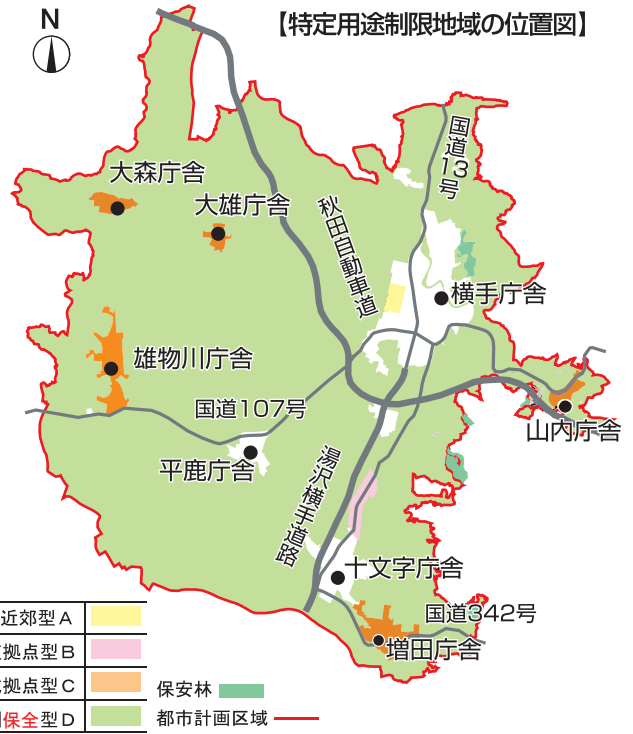
【建築物の用途規制表】

◆都市近郊型A：平鹿総合病院周辺の地域

◆沿道拠点型B：JR醜駅周辺と国道13号線沿線の地域

◆地域拠点型C：増田・雄物川・大森・山内・大雄の各地域局
庁舎周辺の地域

◆田園保全型D：上記A・B・Cの3地域を除く用途地域の定
められていない都市計画区域



○：建てられる用途 ×：建てられない用途

建築物の分類		特定用途制限地域の区分				説明
		A	B	C	D	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	▲	▲：共同住宅、長屋等500㎡以下
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡、かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	従前地目が宅地の住宅、自己用住宅、分家住宅
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	▲	▲：1,000㎡以下
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	×	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	×	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	×	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	×	×	×	
ホテル、旅館		○	○	○	▲	▲：3,000㎡以下
遊技・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場	×	×	×	×	
	カラオケボックス等	×	×	○	×	
	マーチャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	
	キャバレー、 ダンスホール 個室付浴場等	×	×	×	×	
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	①	○	○	②	①作業内容、作業場面積に制限あり ②作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	○	○	×	
	危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	
	自動車修理工場	○	○	○	○	
	火薬・石油類ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	○
量が少ない施設		○	○	○	○	
量がやや多い施設		×	○	○	×	
量が多い施設		×	×	×	×	